

国および文部科学省において、次の事項の実現を図っていただきたい。

- 一、高等学校芸術科『書道』については、高等学校学習指導要領第一章総則に示された、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図り、未来を拓く主体性のある日本人の育成に資するため、生徒たちが書の文化の継承と創造への関心を高め、書の文化に関する学習を通して豊かな情操を養うため、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」に関する授業展開に向けて、特に高等学校芸術書道については、表現と鑑賞の活動を通して芸術文化を体験するために必要十分な学習時間として、生徒に履修させる単位数を三単位以上の必修としていただきたい。
- 二、芸術科書道に関する教員研修制度について、熱意ある非常勤講師の参加が可能となるよう、更なる整備・充実を図っていただきたい。
- 三、学習の充実に向けて、生徒が主体的に取り組むためのコンピュータや情報通信ネットワークを活用した「ICT」教育機器の充実を図るなどの各学校の学習環境の整備が、教科・科目の偏りなく進められるよう推進していただきたい。
- 四、地域の文化施設や社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりするなどの学びの支援が広く円滑に展開できるよう推進していただきたい。

令和四年十一月十七日

全日本高等学校書道教育研究会 会長 荒井利之

(川崎市立川崎総合科学高等学校長)

全日本高等学校書道教育研究会 理事長 小室信男

(光英VERITAS高等学校教諭)

全日本高等学校書道教育研究会 岐阜大会会長 高橋俊和

(岐阜県立恵那南高等学校長)

文部科学大臣様

国および文化庁において、生徒たちが書の文化の継承と創造への関心を高め、書の文化に関する学習を通して豊かな情操を養うため、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」に関する授業展開に向けて、次の事項の実現を図っていただきたい。

一、書道に関する教員研修制度に非常勤講師の参加も可能になるなどの、更なる整備・充実を図っていただきたい。

二、学校教育ならびにそれに伴う学習活動における著作権、知的財産権の扱いについて、美術館・博物館の所蔵品の図版の公開と授業など学習活動、および書道の題材となる文学作品などの学習活動での柔軟な使用についてご検討いただきたい。

令和四年十一月十七日

全日本高等学校書道教育研究会 会長 荒井利之

(川崎市立川崎総合科学高等学校長)

全日本高等学校書道教育研究会 理事長 小室信男

(光英VERITAS高等学校教諭)

全日本高等学校書道教育研究会 岐阜大会会長 高橋俊和

(岐阜県立恵那南高等学校長)

文化庁長官様

都道府県及び政令指定都市教育委員会において、生徒たちが書の文化の継承と創造への関心を高め、書の文化に関する学習を通して豊かな情操を養うため、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」に関する授業展開に向けて、次の事項の実現を図っていただきたい。

一、書道教員採用試験を毎年実施いただくとともに、高等学校芸術科書道教員の育成と指導力の一層の向上を図っていただきたい。各校に書道教諭を必ず配置するよう措置していただきたい。

二、芸術科書道に関する専任指導主事を配置するよう措置していただきたい。

三、今後求められる多様な指導方法による授業改善のために、各学校に書道教室・書道準備室及び必要な設備などを適正に設置していただきたい。

四、学習の充実に向けて、生徒が主体的に取り組むためのコンピュータや情報通信ネットワークを活用した「ICT」教育機器の充実を図るなどの各学校の学習環境の整備を推進していただきたい。

五、地域の文化施設や社会教育施設等の活用や、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりするなどの学びの支援を推進していただきたい。

令和四年十一月十七日

全日本高等学校書道教育研究会 会長 荒井利之

(川崎市立川崎総合科学高等学校長)

全日本高等学校書道教育研究会 理事長 小室信男

(光英VERITAS高等学校教諭)

全日本高等学校書道教育研究会 岐阜大会会長 高橋俊和

(岐阜県立恵那南高等学校長)

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 様

各市町村教育委員会教育長 様

教員養成系大学・大学院 教員養成学部・課程を持つ大学については、生徒たちが書の文化の継承と創造への関心を高め、書の文化に関する学習を通して豊かな情操を養い、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」に関する授業展開に向けた教員養成のため、次の事項の実現を図っていただきたい。

一、教育職員免許法施行規則に基づき、高等学校芸術科書道教員養成系学部の充実と、教育現場での教育実践に生きる学びの実現を図っていただきたい。

二、中学校・高等学校教員養成課程(国語)においては、「書写」の授業を実技を伴う実践力と毛筆を主とした書写指導に必要な技能面をしっかりと扱っていただく、教育課程の実現を図っていただきたい。

三、書道における中学校・高等学校・大学の連携の推進を図っていただきたい。

令和四年十一月十七日

全日本高等学校書道教育研究会 会長 荒井利之

(川崎市立川崎総合科学高等学校長)

全日本高等学校書道教育研究会 理事長 小室信男

(光英VERITAS高等学校教諭)

全日本高等学校書道教育研究会 岐阜大会会長 高橋俊和

(岐阜県立恵那南高等学校長)

各 大 学 長 様

高等学校において、生徒たちが書の文化の継承と創造への関心を高め、書の文化に関する学習を通して豊かな情操を養うため、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」に関する授業展開に向けて、次の事項の実現を図っていただきたい。

一、各高等学校における教育課程の編成では、高等学校学習指導要領第一章総則に示された豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、個性豊かな文化の創造性の涵養を図り、学習の効果の最大化を図るカリキュラムマネジメントの改善の点から、高等学校芸術科『書道』について、生徒に履修させる単位数は三単位以上を必修としていただきたい。

二、高等学校国語科での新設「言語文化」と芸術科書道との連携を図るなどの教科等横断的な視点にたった教育課程の充実を図っていただきたい。

三、一人一人の個性や実態に応じて、段階的・系統的に個に応じた学習活動が展開できるように、少人数授業を促進していただきたい。また、少人数等授業の展開を充実させるため、書道教室、準備室の整備拡充を図っていただきたい。

四、芸術科の表現及び鑑賞の学習の充実に向けて、生徒が主体的に取り組むためのコンピュータや情報通信ネットワークを活用したICT教育機器の充実を図る学習環境の整備を推進していただきたい。

令和四年十一月十七日

全日本高等学校書道教育研究会 会長 荒井利之

全日本高等学校書道教育研究会 (川崎市立川崎総合科学高等学校長)
理事 長 小室信男

全日本高等学校書道教育研究会 (光英VERITAS高等学校教諭)
岐阜大会会長 山下尚位
(愛媛県立宇和高等学校長)

各高等学校校長様